

南アルプス市立若草小学校改築工事設計業務委託
仕様書

令和4年11月

南アルプス市教育委員会

教育総務課

南アルプス市立若草小学校改築工事設計業務委託仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 南アルプス市立若草小学校改築工事設計業務

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 南アルプス市立若草小学校
- (2) 敷地の場所 山梨県南アルプス市寺部740番地他
- (3) 施設用途 小学校 (平成21年国土交通省告示第15号 別添二 7号 第1類)

3. 業務の概要

- (1) 新校舎及び新屋内運動場の改築に係る基本設計業務
- (2) 新校舎及び新屋内運動場の改築に係る地盤調査業務
- (3) 新校舎及び新屋内運動場の改築に係る測量、造成設計及び開発申請業務
- (4) 工事発注に向けた既存校舎及び付属施設の解体実施設計及び積算業務
- (5) 工事発注に向けた新設校舎及び付属施設の実実施設計及び積算業務
- (6) 新校舎及び付属施設の確認申請、その他の法令手続き業務
- (7) 市が行う説明会や検討会への協力、資料作成

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ・敷地の面積 24,251㎡(学校施設台帳記載面積)
- ・用途地域及び地区の指定 区域区分が定められていない都市計画区域

(2) 施設の条件

①校舎

- ・延べ面積 5,500㎡程度
- ・主要構造 鉄筋コンクリート造
- ・耐震安全性の分類
 - 構造体 II類
 - 建築非構造部材 A類
 - 建築設備 乙類

②物置及び体育倉庫等

- ・延べ面積 2棟合計 140㎡程度
- ・主要構造 鉄筋コンクリート造
- ・耐震安全性の分類
 - 構造体 III類
 - 建築非構造部材 B類

- ・ 建築設備 乙類
- ③既存校舎解体
 - ・ 延べ面積 既存校舎 4, 484㎡
付属施設 80㎡程度
 - ・ 主要構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 - ・ 解体工事工期 令和6年1月～令和6年7月
- ④屋内運動場
 - ・ 延べ面積 1, 000㎡
 - ・ 主要構造 鉄骨造
 - ・ 耐力度調査結果 4, 155点

※屋内運動場の改築に向けた基本設計業務を本業務に含む。

(3) 建設の条件

- ①校舎建設工事 令和6年10月～令和7年11月
- ②屋内運動場建設工事 令和8年度～令和9年度（予定）

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、「南アルプス市立若草小学校改築基本計画」による。

5. 履行期限 令和6年2月29日まで

- 特記
- ・ 既存校舎及び付属施設解体設計図書については、令和5年6月30日までに完成させ、部分検査を受けたのち、発注者に引き渡すこと。
 - ・ 令和6年度当初予算編成に際し、概算工事費の算出は令和5年10月25日までに行い、発注者へ報告すること。
 - ・ 履行期限後であっても、著しい物価変動等が認められる場合は、工事発注に際して最新の単価を用いての再積算を依頼することがある。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日付け国営整第176号（最終改定令和3年3月25日付け国営整第210号））による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ・ 基本設計

建築（意匠）	建築（構造）	電気設備	機械設備	昇降機	外構
工事費概算	調査及び技術資料等作成				
- ・ 実施設計

建築（意匠）	建築（構造）	電気設備	機械設備	昇降機	外構
解体					

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・積算業務

積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価(代価表・別紙明細・見積り検討を含む)等の作成、見積り収集及び見積り一覧表の作成、物価変動が認められる場合は工事発注に際して最新の単価での再積算

- ・透視図作成(カラー・A1版・1枚・額あり、電子データの提出を含む)

- ・確認申請手続

- ・開発申請手続

- ・関係法令等に基づく各種申請手続

- ・コスト縮減検討報告書

- ・概略工事工程表

- ・省エネルギー関係計算書の作成

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第13条第2項に規定する手続業務

- ・住民説明等に必要資料の収集及び作成(日影図の作成を含む)

※各種申請に係る手数料の納付を含む。

(3) その他業務の内容及び範囲

- ・地盤調査

ボーリング調査(20m程度、標準貫入試験含む) 5箇所以上

孔内水平載荷試験 2箇所

攪乱資料採取 3セット

土質物理学試験及び土質力学試験 3セット

液状化の検討(対象土質毎に粒度試験)

現場透水試験 2箇所

- ・測量業務

基準点測量 現地測量 敷地横断測量 市道縦横断測量 農道縦横断測量 用地測量
道路分筆測量等

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- ・基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

- ・実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

- ・積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した仕様書等による。

① 共通

官庁施設の基本的性能基準

官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式

官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
官庁施設の環境保全性基準
官庁施設の防犯に関する基準
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
公共建築工事積算基準
公共建築工事共通費積算基準
公共建築工事標準単価積算基準
公共建築工事積算基準等資料
営繕工事積算チェックマニュアル
建築物解体工事共通仕様書

② 建築

建築工事設計図書作成基準
建築工事設計図書作成基準の資料
敷地調査共通仕様書
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
建築設計基準
建築設計基準の資料
建築構造設計基準
建築構造設計基準の資料
建築工事標準詳細図
構内舗装・排水設計基準
構内舗装・排水設計基準の資料

③ 建築積算

公共建築数量積算基準
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

④ 設備

建築設備計画基準
建築設備設計基準
建築設備工事設計図書作成基準
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
雨水利用・排水再利用設備計画基準
建築設備耐震設計・施工指針
建築設備設計計算書作成の手引
空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

⑤設備積算

公共建築設備数量積算基準

公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3) 業務実績情報の登録

受注者は、業務実績情報データベース「テクリス」に「業務カルテ」を登録すること。なお、登録に先立ち、登録内容について監督員の承諾を受けること。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、下記（a）、（b）、（d）及び（e）について、プロポーザル選考に際し提出した書類に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成22年4月1日以降に携わり令和4年3月までに完了した、同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成22年4月1日以降に携わり令和4年3月までに完了した、同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、平成22年4月1日以降に携わり令和4年3月までに完了した同種又は類似業務の実績（担当技術者を配置する場合）
- (d) 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）
- (e) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成22年4月1日以降に携わり令和4年3月までに完了した当該分野における業務の実績、手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- (f) 公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針

(5) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務計画書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

①管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、参加者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・建築士法（昭和25年法律第202号以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士

②主任担当技術者は、意匠、構造、電気、機械の分野毎に1名配置するものとする。

(6) 貸与品等

①既存設計図書等

既存建築物設計図書一式 既存工作物設計図書一式

②既存資料

既存敷地調査資料（柱状図）

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合わせ簿を作成し、監督員に提出する。

- ・業務着手時
- ・監督員又は管理技術者が必要と認めた時

(8) 成果物等の情報の適正な管理

①次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理すること。なお、発注者は措置の実施状況について受注者に報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

- ・成果物等とは、II 3. に規定する成果物（未完成の成果物を含む。）を指す。その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
- ・発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）はしないこと。
- ・業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲で行うこと。
- ・成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってパスワードによる保護、情報の暗号化等必要な措置を講ずること。
- ・サイバー攻撃に対して、情報漏洩防止の措置を講ずること。
- ・貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、発注者より求めがあったときは速やかに返却すること。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- ・契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり、秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

②成果物等の情報の紛失、盗難等の発生又は生じたおそれがあると認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

③上記の規定は、業務完了後も引き続き遵守し、協力会社においても徹底すること。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計（校舎・付属施設・屋内運動場）

①建築（意匠）

- ・建築計画概要書
建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、景観計画、色彩計画、セキュリティー計画
防災計画、外構計画、雨水排水計画、昇降機計画、仮設計画
- ・建築（意匠）基本設計図書

仕上概要表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図、断面図、立面図

②建築（構造）

- ・ 建築（構造）基本設計図書
構造計画説明書、構造計画概要書

③電気設備

- ・ 電気設備基本設計図書
電気設備計画説明書、電気設備設計概要書

④機械設備（空気調和設備・給排水衛生設備）

- ・ 機械設備基本設計図書
機械設備計画説明書、機械設備設計概要書

⑤その他

- ・ 透視図
- ・ 工事費概算書
- ・ 各種技術資料
- ・ 各種比較検討資料
- ・ 各記録書
- ・ 地盤調査結果報告書

※成果物の提出部数は2部（製本）とし、詳細は監督員と協議する。

※建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中にも含めることもできる。

※建築計画概要書、建築基本設計図は、監督員と協議し、適宜、追加・削除してもよい。

※電子データの提出については、監督員と協議する。

(2) 実施設計（校舎・付属施設等）

①建築（意匠）

- ・ 建築（意匠）設計図
図面リスト、工事区分表、概要書、仕様書、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図、展開図、天井伏図、平面詳細図、部分詳細図、建具表、外構図、仮設計画図
- ・ 各種計算書

②建築（構造）

- ・ 建築（構造）設計図
仕様書、構造基準図、伏図、軸組図、部材断面表、標準詳細図、各部詳細図
- ・ 構造計算書

③電気設備

- ・ 電気設備設計図
図面リスト、工事区分表、仕様書、敷地案内図、配置図、受変電設備図、非常電源設備図、幹線系統図、電灯設備平面図、コンセント設備平面図、動力設備平面図、通信・情報設備系統図、通信・情報設備平面図、防犯設備図、火災報知設備系統図、火災報知設備平面図、屋

外設備図

- ・電気設備設計計算書

④機械設備

- ・機械設備設計図（空調和設備設計図）

図面リスト、工事区分表、仕様書、敷地案内図、配置図、空調設備系統図、空調設備平面図
換気設備系統図、換気設備平面図、その他設備図（自動制御設備図）

- ・機械設備設計図（給排水衛生設備設計図）

図面リスト、工事区分表、仕様書、敷地案内図、配置図、給排水衛生設備配管系統図、給排水衛生設備平面図、部分詳細図、屋外設備図、柵一覧表、その他設備図（消火設備図、給湯設備図、ガス設備図）

- ・空調換気設備計算書、給排水衛生設備計算書

⑤建築積算（建築工事、電気工事、機械設備工事共通）

- ・工事費内訳書
- ・積算数量調書
- ・複合単価作成資料
- ・単価資料（見積書、見積り一覧表）

⑥その他

- ・透視図
- ・設計説明書
- ・確認申請図書
- ・省エネルギー関係計算書
- ・概略工事工程表

⑦資料

- ・各種技術資料
- ・各記録書

※成果物の提出部数は2部（製本）とし、詳細は監督員と協議する。

※建築（構造）の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中にも含めることもできる。

※設計図は、監督員と協議し、適宜、追加・削除してもよい。

※電子データの提出については、監督員と協議する。

(3) 実施設計（既存校舎等解体）

①解体工事

- ・解体設計図書

図面リスト、工事区分表、概要書、仕様書、仕上表、敷地案内図、配置図、平面図、断面図、
立面図、建具表、外構図、仮設計画図、その他必要な図面

②積算

- ・工事費内訳書
- ・積算数量調書
- ・複合単価作成資料

- ・単価資料（見積書、見積り一覧表）

③資料

- ・各記録書
- ・アスベスト除去設計資料
- ・概略工事工程表

※成果物の提出部数は2部（製本）とし、詳細は監督員と協議する。

※設計図書は、監督員と協議し、適宜、追加・削除してもよい。

※電子データの提出については、監督員と協議する。